

文教委員会議案説明資料

令和元年6月27日

| 件名 | 頁 |
|-------------------------------------|----|
| (学校運営部) | |
| 1 第56号議案 足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例…………… | 1 |
| (子ども家庭部) | |
| 2 第57号議案 保育所整備に関する和解について…………… | 7 |
| 3 第58号議案 足立区立保育所の指定管理者の指定について…………… | 8 |
| 4 第59号議案 足立区立保育所の指定管理者の指定について…………… | 16 |

(教 育 委 員 会)

第 5 6 号 議 案 説 明 資 料

令和元年6月27日

| | |
|-------|--|
| 件 名 | 足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例について |
| 所管部課名 | 学校運営部学務課 |
| 内 容 | <p>1 改正の理由 足立区育英資金の助成について規定を整備する必要があるため、条例を一部改正する。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 条例名の変更 貸付及び助成を行うため、名称から「貸付」を削除し「足立区育英資金条例」とする。 (2) 助成の資格要件を追記する。 (3) 助成金額の別表第2を追記する。 (4) その他、条文に助成に関わる部分を追記する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和元年9月1日から施行する。</p> |
| 今後の方針 | 大学等における修学の支援に関する法律（高等教育の無償化）の成立を受け、8月を目途に足立区の育英資金制度について再構築を行う。 |

足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>○足立区育英資金貸付条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> | <p>○<u>足立区育英資金条例</u> 昭和31年3月3日条例第1号</p> |
| <p>(目的)</p> | <p>(目的)</p> |
| <p>第1条 この条例は、高等学校等に在学し、学業成績が優秀であつて、経済的理由により修学の困難な者に対し、修学に必要な学資金（以下「学資金」という。）を貸し付け、もつて社会に貢献する人材を育成することを目的とする。</p> | <p>第1条 この条例は、高等学校等に在学し、学業成績が優秀であつて、経済的理由により修学の困難な者に対し、修学に必要な学資金（以下「学資金」という。）を貸し付け、<u>及び助成することにより</u>、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。</p> |
| <p>(定義)</p> | <p>(定義)</p> |
| <p>第1条の2 この条例において、高等学校等とは、次の各号に定めるものをいう。</p> | <p>第1条の2 この条例において、高等学校等とは、次の各号に定めるものをいう。</p> |
| <p>(1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する大学 (2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。） (3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校 (4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校。ただし、修業年限2年以上の専門課程及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、大学入学に関し、専修学校の高等課程の修業年限3年以上の課程で、文部科学大臣が別に指定したものに限る。</p> | <p>(1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する大学 (2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。） (3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校 (4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校。ただし、修業年限2年以上の専門課程及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、大学入学に関し、専修学校の高等課程の修業年限3年以上の課程で、文部科学大臣が別に指定したものに限る。</p> |
| <p>(貸付の資格)</p> | <p>(貸付の資格)</p> |
| <p>第2条 学資金の貸付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p> | <p>第2条 学資金の貸付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p> |
| <p>(1) 足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。 (2) 高等学校等に入学し、又は在学すること。 (3) 経済的理由により修学が困難であること。</p> | <p>(1) 足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。 (2) 高等学校等に入学し、又は在学すること。 (3) 経済的理由により修学が困難であること。</p> |
| | <p>(助成の資格)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| | <p>第3条 学資金の助成を受けることができる者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 奨学金返済支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 大学（法第97条の大学院を除く。以下この条において同じ。）若しくは専修学校の専門課程（法125条1項の専門課程をいう。以下同じ。）に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校の4年次から5年次までに在学すること。</p> <p>イ 学業成績が優秀であると認められること。</p> <p>ウ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94条）第14条第1項の無利息の学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」という。）の貸与を受けていること。</p> <p>エ アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件</p> <p>(2) 大学入学準備金支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 大学又は専修学校の専門課程に入学すること。</p> <p>イ 学業成績が優秀であると認められること。</p> <p>ウ 経済的理由により修学が困難であること。</p> <p>エ アからウまでに定めるもののほか他規則で定める要件</p> |
| (貸付金額) | (貸付及び助成の金額) |
| 第3条 学資金の貸付金額は、別表に掲げる金額の範囲内とする。 | 第4条 学資金の貸付及び助成の金額は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内とする。 |
| (貸付の申請) | (貸付又は助成の申請) |
| 第4条 学資金の貸付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、 区長に申請しなければならない。 | 第5条 学資金の貸付又は助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、 区長に申請しなければならない。 |
| 2 前項の申請があつた場合は、区長は、毎年度予算の範囲内において貸付 を受ける者を決定し、申請者に通知する。 | 2 前項の申請があつた場合は、区長は、毎年度予算の範囲内において貸付 又は助成を受ける者を決定し、申請者に通知する。 |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(連帯保証人)</p> <p>第5条 学資金の貸付を受けようとする者は、次の各号の要件を備えた連帯保証人2人をたてなければならない。</p> <p>(1) 一定の職業をもち又は独立の生計を営んでいること。</p> <p>(2) この学資金につき他に保証していないこと。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</p> <p>2 前項の連帯保証人のうち1名は、貸付の日の6箇月前から引き続き足立区内に住所を有しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、規則で定める者にあつては、連帯保証人をたてることを要しないものとする。</p> <p>(貸付の停止)</p> | <p>(連帯保証人)</p> <p>第6条 学資金の貸付を受けようとする者は、次の各号の要件を備えた連帯保証人2人をたてなければならない。</p> <p>(1) 一定の職業をもち又は独立の生計を営んでいること。</p> <p>(2) この学資金につき他に保証していないこと。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</p> <p>2 前項の連帯保証人のうち1名は、貸付の日の6箇月前から引き続き足立区内に住所を有しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、規則で定める者にあつては、連帯保証人をたてることを要しないものとする。</p> <p>(貸付又は助成の停止)</p> |
| <p>第6条 区長は学資金の貸付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、学資金の貸付をやめることができる。</p> <p>(1) 第2条第2号又は第3号に定める要件を欠いたとき。</p> <p>(2) 学資金の貸付を受ける必要がなくなつたとき。</p> <p>(3) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められたとき。</p> <p>(償還方法)</p> | <p>第7条 区長は学資金の貸付又は助成を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、学資金の貸付又は助成を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第2条第2号又は第3号に定める要件を欠いたとき。</p> <p>(2) 学資金の貸付又は助成を受ける必要がなくなつたとき。</p> <p>(3) 貸付又は助成の目的を達成する見込みがないと認められたとき。</p> <p>(償還方法)</p> |
| <p>第7条 学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後15年以内において年賦又は月賦で区長の定める方法に従い償還しなければならない。前条の規定により貸付を停止した場合の学資金の償還についても同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず区長は、学資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた学資金の全部又は一部について繰上げ償還を命ずることができる。</p> <p>(1) 学資金の貸付目的以外に使用したとき。</p> <p>(2) いつわりの申請その他不正手段によつて貸付を受けたとき。</p> <p>(3) 償還金の支払を怠つたとき。</p> <p>(利息・違約金)</p> | <p>第8条 貸し付けた学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後15年以内において年賦又は月賦で区長の定める方法に従い償還しなければならない。前条の規定により貸付を停止した場合の学資金の償還についても同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず区長は、学資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた学資金の全部又は一部について繰上げ償還を命ずることができる。</p> <p>(1) 学資金の貸付目的以外に使用したとき。</p> <p>(2) いつわりの申請その他不正手段によつて貸付を受けたとき。</p> <p>(3) 償還金の支払を怠つたとき。</p> <p>(利息・違約金)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>第8条 学資金の貸付は無利子とする。</p> <p>2 学資金の貸付を受けた者が貸付金を償還期限までに支払わなかった場合において正当の事由がないと認められるときは、年10.95パーセントの割合をもつて償還期限の翌月から支払の日までの日数によつて計算した違約金を徴収する。</p> <p>(償還方法の変更又は減免)</p> | <p>第9条 学資金の貸付は無利子とする。</p> <p>2 学資金の貸付を受けた者が貸付金を償還期限までに支払わなかった場合において正当の事由がないと認められるときは、年10.95パーセントの割合をもつて償還期限の翌月から支払の日までの日数によつて計算した違約金を徴収する。</p> <p>(償還方法の変更又は減免)</p> |
| <p>第9条 学資金の貸付を受けた者が、災害その他の特別の事由によりその償還が困難と認められるときは、区長は、償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該年度に貸付を受けた者のうち、貸付の申請時において、特に経済的な理由により修学が困難で、かつ、成績優秀で心身健全であると区長が認める者が、規則で定める条件を満たす場合は、区長は、償還金の一部を免除することができる。</p> <p>(貸付審議会)</p> | <p>第10条 学資金の貸付を受けた者が、災害その他の特別の事由によりその償還が困難と認められるときは、区長は、償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該年度に貸付を受けた者のうち、貸付の申請時において、特に経済的な理由により修学が困難で、かつ、成績優秀で心身健全であると区長が認める者が、規則で定める条件を満たす場合は、区長は、償還金の一部を免除することができる。</p> <p>(育英資金審議会)</p> |
| <p>第10条 学資金の貸付に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金貸付審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(1) 学資金貸付申請者の選考審査に関すること。</p> <p>(2) 前条第2項に該当する者の審査に関すること。</p> <p>(3) 学資金の償還方法に関すること。</p> <p>(4) その他区長の諮問に関する事項</p> <p>3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> | <p>第11条 学資金の貸付及び助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(1) 学資金の貸付及び助成の申請者の選考審査に関すること。</p> <p>(2) 前条第2項に該当する者の審査に関すること。</p> <p>(3) 学資金の償還方法に関すること。</p> <p>(4) その他区長の諮問に関する事項</p> <p>3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> |
| <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> | <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> |

| 改正前 | 改正後 | |
|----------------------------|--|--|
| 別表（第3条関係） 別表省略 | <p align="center"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和元年9月1日から施行する。</u></p> | |
| | <p><u>別表第1（第4条関係）</u></p> <p>現行のとおり</p> | |
| | <p><u>別表第2（第4条関係）</u></p> | |
| | <p><u>奨学金返済支援助成</u></p> | <p><u>第一種学資貸与金の貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。</u></p> |
| <p><u>大学等入学準備金支援助成</u></p> | <p><u>150,000円。ただし、大学又は専修学校の専門課程の入学金の額が150,000円未満である場合は、当該額を上限とする。</u></p> | |
| | | |

第 5 7 号 議 案 説 明 資 料

令和元年6月27日

| | |
|-------|--|
| 件 名 | 保育所整備に関する和解について |
| 所管部課名 | 待機児対策室子ども施設整備課 |
| 内 容 | <p>区は、国からの補助対象についての通知内容の確認を怠り、変更点を見落とした。そのため、保育所整備に係る補助金について、国からの補助金内示前に区と事業者間で借地契約を締結したことにより、国の土地借料加算が適用外となり、補助金額が内示額307,764,000円から42,188,000円減額となった。</p> <p>事業者の資金計画上、補助金の減額により今後の保育園の運営に支障が生じないよう、事業者との和解によりこの減額分42,188,000円を解決金として支払う必要がある。</p> <p>和解契約の締結にあたっては、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため、本案件を提出する。</p> <p>1 相手方 社会福祉法人星風会（栃木県栃木市田村町928番地） 理事長 早川 武憲</p> <p>2 対象物件 ステラ千住ふたば保育園（千住一丁目3番8号）※千住消防署跡地</p> <p>3 和解の概要 内示額からの減額分について和解契約を締結したうえで、和解金として42,188,000円を支払う。</p> |
| 今後の方針 | 議会の議決後、和解契約を相手方と締結する。 |

第 5 8 号 議 案 説 明 資 料

令和元年6月27日

| 件 名 | 足立区立保育所の指定管理者の指定について | | | | | | | | |
|-------|--|---|--------|--|--------|-----|----------------|---|------|
| 所管部課名 | 子ども家庭部子ども施設運営課 | | | | | | | | |
| 内 容 | <p>足立区子ども施設指定管理者等選定審査会における選定審査の結果、以下の事業者を指定管理者の候補者として選定したので、議会の議決を経て指定管理者として指定する。</p> <p>1 対象施設 (1) 名 称 足立区立新田さくら保育園 (2) 所在地 足立区新田一丁目14番12-101号</p> <p>2 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間) ※区立保育園の指定の期間は10年間としているが、都営住宅の改修工事に伴い期間を3年間に短縮し指定する。</p> <p>3 指定管理者の候補者 (1) 事業者名 社会福祉法人じろう会(理事長 久芳 敬裕) (2) 所在地 埼玉県戸田市上戸田一丁目23番8号</p> <p>4 応募事業者数 3事業者</p> <p>5 現在の指定管理者 候補者に同じ</p> <p>6 候補者となった理由・ポイント 施設運営の取組みや保育・教育の取組みに対する評価が高く、異議なく選定された。</p> <p>7 候補者となった経過 (1) 公募 平成30年10月25日～平成30年12月12日 (2) 財務状況調査の結果 A「非常に良好である」 (3) 選定審査会 ア 審査会開催状況</p> <table border="1" data-bbox="443 1704 1394 1890"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催日</th> <th></th> <th>審査事業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>平成31年 1月24日</td> <td>第一次選考(書類選考) 第二次選考(事業者、園長 予定者ヒアリング等)</td> <td>3事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※審査事業者が3者以下だったため、第一次選考と第二次選考を同日に実施。</p> | | 開催日 | | 審査事業者数 | 第1回 | 平成31年 1月24日 | 第一次選考(書類選考) 第二次選考(事業者、園長 予定者ヒアリング等) | 3事業者 |
| | 開催日 | | 審査事業者数 | | | | | | |
| 第1回 | 平成31年 1月24日 | 第一次選考(書類選考) 第二次選考(事業者、園長 予定者ヒアリング等) | 3事業者 | | | | | | |

イ 委員構成 (計9名)

| 種 別 | 氏 名 | 役 職 等 |
|------------------|------------------|------------------------------|
| 学識経験者 (有識者含む) | 野口 晴子 【会長】 | 早稲田大学政治経済学術院大学院 政治学研究科 教授 |
| | 佐々木 由美子 【副会長】 | 東京未来大学こども心理学部 こども心理学科 教授 |
| | 林 友子 | 帝京科学大学教育人間科学部 幼児保育学科 教授 |
| | 寺倉 克佑 | 公認会計士・税理士 |
| 区内関係団体の 代表者 | 杉田 直子 | 足立区民生・児童委員協議会 |
| | 和田 忍 | 足立区社会福祉協議会 特命担当部長 |
| 区職員 | 中村 明慶 | 福祉部長 |
| | 今井 伸幸 | 衛生部長 |
| | 鳥山 高章 | 子ども家庭部長 |

ウ 審査項目及び審査結果

添付資料「足立区立新田さくら保育園の指定管理者候補者選定
第一次審査結果表、第二次審査結果表」のとおり。

(4) 労働条件審査等

選定審査会において候補となった事業者に対して、社会保険労務
士2名による労働条件審査を実施し、合格となった。

8 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

(1) 平均勤続年数 5年0月

(2) 平均給与 (月額)

管理職 393,291円

常勤 251,331円

パート (時給) 988円

9 年間指定管理料 (見積り金額)

122,100,000円 (税込、非精算)

10 添付資料

(1) 足立区立新田さくら保育園の指定管理者候補者選定 第一次審査
結果表、第二次審査結果表

(2) 「足立区立保育所の指定管理者候補者の選定について」参考資料

今後の方針

本議案議決後、区と事業者との間で協定書を締結する。本事業者は現在
の指定管理者と同一事業者であるため、引継ぎ保育を実施する必要はない。

足立区立新田さくら保育園指定管理者選定結果集計表(第一次審査)

平成31年1月24日実施

| | | 配点 | じろう会 | 法人A | 法人B |
|-----------------------|---|-----|------|-----|-----|
| 1 事業計画・保育園運営 | | 720 | 454 | 387 | 450 |
| (1)保育園運営 | ・保育園の運営方針や保育理念が的確である。年間計画が適切である。 | 60 | 39 | 32 | 42 |
| | ・運営施設に対する法人本部の支援体制が整っている。 | 60 | 37 | 37 | 39 |
| (2)保育課程 | ・年齢別に発達過程を踏まえた保育のねらいや内容の記載が適切である。 | 60 | 44 | 19 | 43 |
| | ・食育計画・保健計画のねらいや具体的な内容の記載が適切である。 | 60 | 37 | 23 | 43 |
| | ・乳児と幼児の年間指導計画のねらいや内容が適切である。 | 60 | 46 | 32 | 27 |
| (3)幼児教育・保育 | ・足立区教育・保育の質ガイドラインを踏まえ、教育・保育の質の向上のための取組みが提案されている。 | 60 | 38 | 37 | 36 |
| | ・法人が考える幼児教育の取組みについての提案に具体性や工夫がある。 | 60 | 33 | 33 | 37 |
| (4)地域との連携 | ・地域との交流及び、地域の環境や人材等の資源を活用した保育の取組みに工夫がある。 | 60 | 36 | 36 | 39 |
| (5)引継ぎ保育 | ・募集要項の内容にそった引継ぎ期間や職員配置に工夫がある。 ・移行開設準備経費についての有効な経費の使い方の提案がある。 ※引継ぎ保育の必要がない場合(現在の運営事業者)は基準点とする。 | 120 | 72 | 66 | 82 |
| (6)自治体の指導検査の結果 | ・指導検査の指摘事項がない。(指摘事項があった場合は、指摘事項の内容によって評価する。軽度な場合や改善があれば基準点とする。) ※指導検査を受けていない場合は基準点とする。 | 120 | 72 | 72 | 62 |
| 2 保育サービス | | 300 | 196 | 199 | 192 |
| (1)特別保育事業 | ・産休明け保育・延長保育・年末保育・発達支援児保育・乳幼児すこやか相談の実施に当たって工夫がある。 | 60 | 36 | 38 | 37 |
| (2)家庭への情報発信 | ・日常的な連絡やお知らせの情報提供を発信する目的が明確で、わかりやすい表現になるよう工夫している。 | 60 | 40 | 39 | 42 |
| (3)保護者との連携 | ・保護者と保育園が連携して行う取組みは、子育て支援や親同士の仲間作りにつながる工夫がある。 | 60 | 39 | 39 | 41 |
| (4)苦情対応の体制 | ・苦情対応の仕組みが的確である。 | 60 | 40 | 42 | 39 |
| (5)第三者評価制度 | ・評価の内容から園運営が充実していることが読み取れる。 ・受審結果の活用方法が的確である。 ・第三者評価受審に対する考え方が的確である。 | 60 | 41 | 41 | 33 |
| 3 職員管理 | | 360 | 225 | 222 | 228 |
| (1)職員の採用計画、職員配置及び就労環境 | ・職員の新規採用については、実現可能で的確である。 | 120 | 76 | 76 | 72 |
| | ・職員の配置計画が適切であることに加えて、保育の質を向上するための処遇改善など、人材を確保する工夫がある。 | 60 | 36 | 36 | 38 |
| (2)人材育成 | ・人材育成計画に基づいた方針や、社会人としての育成についての考え方が的確である。 | 60 | 38 | 37 | 40 |
| | ・保育士の質の向上にむけた研修の計画が的確である。 | 60 | 38 | 38 | 39 |
| (3)職員の健康管理 | ・日々の健康チェックに努めている。 ・職員の健康増進のための工夫がある。 ・職員の健康管理や健康に関する研修が計画的に工夫されている。 | 60 | 37 | 35 | 39 |

別紙1-1

| | | 配点 | じろう会 | 法人A | 法人B |
|------------------------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 4 危機管理 | | 600 | 377 | 367 | 408 |
| (1)施設整備等の安全管理、事故防止 | ・通常の保育の中で園児が安全に生活できるように、施設の点検、保安全管理が適切である。 ・子どもの安全教育等についての計画が適切である。 | 60 | 37 | 38 | 42 |
| (2)避難訓練 | ・災害時における職員の役割分担や共通確認すべき事項が的確である。 | 60 | 36 | 34 | 39 |
| | ・年間避難訓練計画において、計画にねらいや災害の種別、発生時刻、発生場所等をバランスよく工夫して設定している。 | 60 | 34 | 30 | 37 |
| (3)不審者訓練 | ・不審者対応訓練を計画的に実施し、子どもの安全確保や不審者侵入の体制が整っている。 | 60 | 32 | 32 | 41 |
| (4)事故発生時の対応、連絡体制等 | ・事故防止のための対策や発生時の初期対応、その後の手順が的確である。 | 60 | 35 | 35 | 40 |
| (5)災害対策 | ・大災害時における園児の避難方法や安全確保が的確である。 | 60 | 36 | 35 | 40 |
| | ・保護者にむけて、園児の避難方法や連絡方法、帰宅困難時の対応についての情報提供を工夫している。 | 60 | 35 | 35 | 37 |
| (6)虐待への対応 | ・児童虐待防止の取組みが的確である。 | 60 | 36 | 36 | 42 |
| (7)個人情報保護 | ・個人情報マニュアルが整備され、個人情報保護対策が的確である。 | 120 | 96 | 92 | 90 |
| 5 園児の健康管理 | | 420 | 253 | 235 | 285 |
| (1)医療機関との連携、園児の健康管理 | ・日常の健康管理や医療機関との連携で、園児の健康管理が的確である。 | 60 | 38 | 40 | 40 |
| | ・乳幼児突然死症候群の予防と対応についての考え方及びチェック体制が的確である。 | 60 | 36 | 37 | 38 |
| (2)衛生管理 | ・衛生管理や感染症マニュアルの内容が的確である。 | 60 | 35 | 32 | 41 |
| (3)給食 | ・季節感や栄養バランスを考えた献立となっている。 | 60 | 42 | 36 | 39 |
| | ・食育の取組みは、食材や楽しく食べることへの関心等に工夫がある。 | 60 | 39 | 33 | 40 |
| | ・延長保育で夕食が必要な園児への提供内容に工夫がある。 | | | | |
| (4)食物アレルギー児への対応 | ・食物アレルギー対応マニュアルに沿った対応が適切である。 | 120 | 63 | 57 | 87 |
| 6 経営の安定性（経費に関すること） | | 600 | 582 | 588 | 516 |
| (1)安定性 | ・財政的なリスクが少なく、保育サービスの提供のための保育内容充実や職員体制、研修が、経費の中で実施できる。 | 240 | 238 | 238 | 238 |
| (2)収益性 | ・運営能力が良好で経営能力が高い。 | 180 | 178 | 178 | 139 |
| (3)経営効率 | ・効率的・効果的かつ計画的である。 | 180 | 166 | 172 | 139 |
| 小 計 | | 3,000 | 2,087 | 1,998 | 2,079 |
| 7 加点項目 | | | | | |
| (1)区内事業者加点(総得点の2～5%) | | | 0 | 61 | 0 |
| (2)ワークライフバランス推進企業に認定(総得点の2%) | | | 0 | 0 | 0 |
| 第一次審査最終得点 | | | 2,087 | 2,059 | 2,079 |
| 得点割合 | | | 69.6% | 68.6% | 69.3% |

第一次審査の結果、総得点の6割を満たした3事業者が、第二次審査の対象となった。

足立区立新田さくら保育園指定管理者選定結果集計票（第二次審査）

平成31年1月24日実施

| 審査項目 | 配点 | じろう会 | 法人A | 法人B |
|--|-------|-------|-------|-------|
| 1 施設運営の取組み、姿勢 | 1,200 | 765 | 705 | 580 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・保育事業方針が的確で、保育環境整備や保育内容に工夫がある。 ・指定管理園の園運営に対する法人の方針が的確であり、提案に実行性がある。 | | | | |
| 2 保育・教育の取組みの実行性 | 1,200 | 770 | 700 | 620 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子どもの成長を確信して喜びを得られるための工夫があり、効果が見込まれる。 ・小学校との連携の取組みは、子どもの発達の一貫性を意識している。 ・足立区教育・保育の質ガイドラインに沿った保育や幼児教育の取組みについての提案に具体性がある。 | | | | |
| 3 人材の確保・育成及び職員の管理の実行性 | 1,800 | 1,070 | 1,020 | 1,090 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・職員の新規採用計画及び人材確保策が実現可能であり、処遇改善等により就労環境の向上を図っている。 ・新人研修や人材育成研修による保育士の資質向上のための研修が計画的かつ適切である。 ・職場での保育実践や研修等を通じて保育の専門性を高めるとともに、共通認識を持つ工夫が適切である。 ・職員の自己評価や課題について、園長が職員指導をするしくみが適切である。 ・職員の健康管理や人事配置、ローテーションを考慮し、円滑な園運営に反映させる考えが適切である。 | | | | |
| 4 危機管理対応の実行性 | 1,200 | 710 | 690 | 690 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事故や災害発生時の対応が的確であり、提案に実効性がある。 ・虐待防止マニュアルが整備され、虐待への対応及び考え方が適切である。 ・個人情報保護マニュアルが適切に運用され、個人情報保護対策に実効性がある。 ・食物アレルギー対応マニュアルが整備され、医療機関と連携した対応が考えられている。 | | | | |

| 審査項目 | 配点 | じろう会 | 法人A | 法人B |
|--|--------|-------|-------|-------|
| 5 園長予定者ヒアリング=園長の適性或姿勢 | 1,800 | 870 | 1,050 | 700 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談や苦情内容の論点整理をし、的確かつ誠実な対応ができる。 ・園運営に対する熱意と意欲があり、倫理観に裏付けられた人間性或専門知識をもって職員指導ができる。 ・災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。 | | | | |
| 6 既存園の実地調査 | 1,800 | 1,326 | 1,154 | 1,587 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・保育環境・保育内容・衛生管理・安全管理が適切である。 | | | | |
| 合計点【A】 | 9,000 | 5,511 | 5,319 | 5,267 |
| 7 減点項目【B】（事故等の性質や再発防止策の実施状況） | (減点割合) | -1.0% | 0.0% | -1.0% |
| | | -54 | 0 | -51 |
| 第二次審査最終得点【A】 - 【B】 | 9,000 | 5,457 | 5,319 | 5,216 |
| 得点率 | | 60.6% | 59.1% | 58.0% |

**第二次審査の結果、最も得点の高かった
「社会福祉法人じろう会」が指定管理者選定候補者となった。**

令和元年6月27日
子ども家庭部子ども施設運営課

「足立区立保育所の指定管理候補者の選定について」

参考資料（社会福祉法人じろう会）

1 施設の概要

(1) 所在地

足立区新田一丁目14番12-101号

(2) 施設規模等

ア 構造 鉄筋コンクリート造5階建ての1階部分

イ 延床面積 407.00平方メートル

2 指定管理者候補者の概要

| | |
|------------|---|
| 団体名（代表者名） | 社会福祉法人じろう会（理事長 久芳 敬裕） |
| 主たる事務所の所在地 | 埼玉県戸田市上戸田一丁目23番8号 |
| 設立年月日 | 平成18年3月20日 |
| 資本金 | — |
| 目的 | 第二種社会福祉事業（保育所の設置経営） |
| 役員 | 理事長 久芳 敬裕 理事 大矢 裕子、岡本 圭太、梅原 香、 森田 有紀、市川 正恵 監事 野口 隆一、小椋 悟志 |
| 運営実績 | 認可保育園（私立）7園：戸田こども園（戸田市） 保育園ピコ国分寺（国分寺市） 他 認可保育園（指定管理者）1園：新田さくら保育園 |

3 保育所運営方針及び収支計画の概要

(1) 保育所運営方針の概要

ア 運営方針

(ア) 保護者にとって（＝就労と育児の両立及び保育ニーズを支援）

家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行う。安心して子どもを預けられるのはもちろんのこと、保護者の多様な就労形態にあわせ柔軟に対応し、利用しやすい園運営を目指す。

(イ) 地域にとって（＝地域の子育てを支援）

地域における子育て支援のため、乳幼児などの保育に関する相談に応じ助言するなど社会的役割を果たす。また、“地域に開かれた保育所”として、

様々な情報発信や交流の場としての機能も果たす。

(2) 収支計画の概要

(単位：円)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|------|-------------|-------------|-------------|
| 収入 | 補助金等 | 122,100,000 | 123,080,000 | 124,060,000 |
| | 計 | 122,100,000 | 123,080,000 | 124,060,000 |
| 支出 | 人件費 | 85,200,000 | 85,850,000 | 86,710,000 |
| | 管理費 | 11,200,000 | 11,230,000 | 11,240,000 |
| | 事業費 | 25,700,000 | 25,900,000 | 26,110,000 |
| | 計 | 122,100,000 | 123,080,000 | 124,060,000 |
| 差引き | | 0 | 0 | 0 |
| 返済(償還)予定 | | 0 | 0 | 0 |

第 5 9 号 議 案 説 明 資 料

令和元年6月27日

| 件 名 | 足立区立保育所の指定管理者の指定について | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|--------|--|-----|--|--------|-----|----------------|---|------|
| 所管部課名 | 子ども家庭部子ども施設運営課 | | | | | | | | | | |
| 内 容 | <p>足立区子ども施設指定管理者等選定審査会における選定審査の結果、以下の事業者を指定管理者の候補者として選定したので、議会の議決を経て指定管理者として指定する。</p> <p>1 対象施設 (1) 名 称 足立区立伊興大境保育園 (2) 所在地 足立区西竹の塚一丁目10番5-101号</p> <p>2 指定の期間 令和2年4月1日から令和12年3月31日まで(10年間)</p> <p>3 指定管理者の候補者 (1) 事業者名 社会福祉法人高砂福祉会(理事長 篠塚 雅之) (2) 所在地 千葉県流山市十太夫99番4号</p> <p>4 応募事業者数 1事業者</p> <p>5 現在の指定管理者 候補者に同じ</p> <p>6 候補者となった理由・ポイント 園長予定者の適性・姿勢や、実地調査による評価が高く、異議なく選定された。</p> <p>7 候補者となった経過 (1) 公募 平成31年2月5日～平成31年3月20日 (2) 財務状況調査の結果 B「良好である」 (3) 選定審査会 ア 審査会開催状況</p> <table border="1" data-bbox="443 1630 1401 1818"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催日</th> <th></th> <th>審査事業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>平成31年 4月22日</td> <td>第一次選考(書類選考) 第二次選考(事業者、園長 予定者ヒアリング等)</td> <td>1事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※審査事業者が3者以下だったため、第一次選考と第二次選考を同日に実施。</p> <p>イ 委員構成(計9名) 学識経験者4名、区内関係団体の代表者2名、区職員3名。</p> | | | | 開催日 | | 審査事業者数 | 第1回 | 平成31年 4月22日 | 第一次選考(書類選考) 第二次選考(事業者、園長 予定者ヒアリング等) | 1事業者 |
| | 開催日 | | 審査事業者数 | | | | | | | | |
| 第1回 | 平成31年 4月22日 | 第一次選考(書類選考) 第二次選考(事業者、園長 予定者ヒアリング等) | 1事業者 | | | | | | | | |

| | |
|-------|---|
| | <p>ウ 審査項目及び審査結果 添付資料「足立区立伊興大境保育園の指定管理者候補者選定 第一次審査結果表、第二次審査結果表」のとおり。</p> <p>(4) 労働条件審査等 選定審査会において候補となった事業者に対して、社会保険労務 士2名による労働条件審査を実施し、合格となった。</p> <p>8 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与</p> <p>(1) 平均勤続年数 3年0月</p> <p>(2) 平均給与(月額)</p> <p>管理職 418,000円</p> <p>常勤 283,000円</p> <p>パート(時給) 1,165円</p> <p>9 年間指定管理料(見積り金額) 153,419,000円(税込、非精算)</p> <p>10 添付資料</p> <p>(1) 足立区立伊興大境保育園の指定管理者候補者選定 第一次審査結 果表、第二次審査結果表</p> <p>(2) 「足立区立保育所の指定管理者候補者の選定について」参考資料</p> |
| 今後の方針 | 本議案議決後、区と事業者との間で協定書を締結する。本事業者は現在 の指定管理者と同一事業者であるため、引継ぎ保育を実施する必要はな い。 |

足立区立伊興大境保育園指定管理者選定結果集計表(第一次審査)

平成31年4月22日実施

| | | 配点 | 高砂福祉会 |
|-----------------------|---|------------|------------|
| 1 事業計画・保育園運営 | | 840 | 608 |
| (1)保育園運営 | ・保育園の運営方針や保育理念が的確である。年間計画が適切である。 | 70 | 54 |
| | ・運営施設に対する法人本部の支援体制が整っている。 | 70 | 53 |
| (2)保育課程 | ・年齢別に発達過程を踏まえた保育のねらいや内容の記載が適切である。 | 70 | 52 |
| | ・食育計画・保健計画のねらいや具体的な内容の記載が適切である。 | 70 | 55 |
| | ・乳児と幼児の年間指導計画のねらいや内容が適切である。 | 70 | 55 |
| (3)幼児教育・保育 | ・足立区教育・保育の質ガイドラインを踏まえ、教育・保育の質の向上のための取組みが提案されている。 | 70 | 45 |
| | ・法人が考える幼児教育の取組みについての提案に具体性や工夫がある。 | 70 | 51 |
| (4)地域との連携 | ・地域との交流及び、地域の環境や人材等の資源を活用した保育の取組みに工夫がある。 | 70 | 51 |
| (5)引継ぎ保育 | ・募集要項の内容にそった引継ぎ期間や職員配置に工夫がある。 ・移行開設準備経費についての有効な経費の使い方の提案がある。 ※引継ぎ保育の必要がない場合(現在の運営事業者)は基準点とする。 | 140 | 98 |
| (6)自治体の指導検査の結果 | ・指導検査の指摘事項がない。(指摘事項があった場合は、指摘事項の内容によって評価する。軽度な場合や改善があれば基準点とする。) ※指導検査を受けていない場合は基準点とする。 | 140 | 94 |
| 2 保育サービス | | 350 | 254 |
| (1)特別保育事業 | ・産休明け保育・延長保育・年末保育・発達支援児保育・乳幼児すこやか相談の実施に当たって工夫がある。 | 70 | 48 |
| (2)家庭への情報発信 | ・日常的な連絡やお知らせの情報提供を発信する目的が明確で、わかりやすい表現になるよう工夫している。 | 70 | 57 |
| (3)保護者との連携 | ・保護者と保育園が連携して行う取組みは、子育て支援や親同士の仲間作りにつながる工夫がある。 | 70 | 48 |
| (4)苦情対応の体制 | ・苦情対応の仕組みが的確である。 | 70 | 50 |
| (5)第三者評価制度 | ・評価の内容から園運営が充実していることが読み取れる。 ・受審結果の活用方法が的確である。 ・第三者評価受審に対する考え方が的確である。 | 70 | 51 |
| 3 職員管理 | | 420 | 306 |
| (1)職員の採用計画、職員配置及び就労環境 | ・職員の新規採用については、実現可能で的確である。 | 140 | 101 |
| | ・職員の配置計画が適切であることに加えて、保育の質を向上するための処遇改善など、人材を確保する工夫がある。 | 70 | 51 |
| (2)人材育成 | ・人材育成計画に基づいた方針や、社会人としての育成についての考え方が的確である。 | 70 | 52 |
| | ・保育士の質の向上にむけた研修の計画が的確である。 | 70 | 50 |
| (3)職員の健康管理 | ・日々の健康チェックに努めている。 ・職員の健康増進のための工夫がある。 ・職員の健康管理や健康に関する研修が計画的に工夫されている。 | 70 | 52 |

別紙1-1

| | | 配点 | 高砂福祉会 |
|------------------------------|---|-------|-------|
| 4 危機管理 | | 700 | 494 |
| (1)施設整備等の安全管理、事故防止 | ・通常の保育の中で園児が安全に生活できるように、施設の点検、保全管理が適切である。 ・子どもの安全教育等についての計画が適切である。 | 70 | 38 |
| (2)避難訓練 | ・災害時における職員の役割分担や共通確認すべき事項が的確である。 | 70 | 48 |
| | ・年間避難訓練計画において、計画にねらいや災害の種別、発生時刻、発生場所等をバランスよく工夫して設定している。 | 70 | 51 |
| (3)不審者訓練 | ・不審者対応訓練を計画的に実施し、子どもの安全確保や不審者侵入の体制が整っている。 | 70 | 52 |
| (4)事故発生時の対応、連絡体制等 | ・事故防止のための対策や発生時の初期対応、その後の手順が的確である。 | 70 | 44 |
| (5)災害対策 | ・大災害時における園児の避難方法や安全確保が的確である。 | 70 | 53 |
| | ・保護者にむけて、園児の避難方法や連絡方法、帰宅困難時の対応についての情報提供を工夫している。 | 70 | 51 |
| (6)虐待への対応 | ・児童虐待防止の取組みが的確である。 | 70 | 51 |
| (7)個人情報保護 | ・個人情報マニュアルが整備され、個人情報保護対策が的確である。 | 140 | 106 |
| 5 園児の健康管理 | | 490 | 347 |
| (1)医療機関との連携、園児の健康管理 | ・日常の健康管理や医療機関との連携で、園児の健康管理が的確である。 | 70 | 52 |
| | ・乳幼児突然死症候群の予防と対応についての考え方及びチェック体制が的確である。 | 70 | 55 |
| (2)衛生管理 | ・衛生管理や感染症マニュアルの内容が的確である。 | 70 | 45 |
| | ・季節感や栄養バランスを考えた献立となっている。 | 70 | 50 |
| (3)給食 | ・食育の取組みは、食材や楽しく食べることへの関心等に工夫がある。 | 70 | 51 |
| | ・延長保育で夕食が必要な園児への提供内容に工夫がある。 | | |
| (4)食物アレルギー児への対応 | ・食物アレルギー対応マニュアルに沿った対応が適切である。 | 140 | 94 |
| 6 経営の安定性（経費に関すること） | | 700 | 513 |
| (1)安定性 | ・財政的なリスクが少なく、保育サービスの提供のための保育内容充実や職員体制、研修が、経費の中で実施できる。 | 280 | 222 |
| (2)収益性 | ・運営能力が良好で経営能力が高い。 | 210 | 122 |
| (3)経営効率 | ・効率的・効果的かつ計画的である。 | 210 | 169 |
| 小 計 | | 3,500 | 2,522 |
| 7 加点項目 | | | |
| (1)区内事業者加点(総得点の2～5%) | | | 0 |
| (2)ワークライフバランス推進企業に認定(総得点の2%) | | | 50 |
| 第一次審査最終得点 | | | 2,572 |
| 得点割合 | | | 73.5% |

第一次審査の結果、総得点の6割を満たした
「社会福祉法人高砂福祉会」が、第二次審査の対象となった。

足立区立伊興大境保育園指定管理者選定結果集計票（第二次審査）

平成31年4月22日実施

| 審査項目 | 配点 | 高砂福祉会 |
|---|-------|-------|
| 1 施設運営の取組み、姿勢 | 1,400 | 1,000 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育事業方針が的確で、保育環境整備や保育内容に工夫がある。 ・ 指定管理園の園運営に対する法人の方針が的確であり、提案に実行性がある。 | | |
| 2 保育・教育の取組みの実行性 | 1,400 | 930 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が子どもの成長を確信して喜びを得られるための工夫があり、効果が見込まれる。 ・ 小学校との連携の取組みは、子どもの発達の連続性を意識している。 ・ 足立区教育・保育の質ガイドラインに沿った保育や幼児教育の取組みについての提案に具体性がある。 | | |
| 3 人材の確保・育成及び職員の管理の実行性 | 2,100 | 1,350 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の新規採用計画及び人材確保策が実現可能であり、処遇改善等により就労環境の向上を図っている。 ・ 新人研修や人材育成研修による保育士の資質向上のための研修が計画的かつ適切である。 ・ 職場での保育実践や研修等を通じて保育の専門性を高めるとともに、共通認識を持つ工夫が適切である。 ・ 職員の自己評価や課題について、園長が職員指導をするしくみが適切である。 ・ 職員の健康管理や人事配置、ローテーションを考慮し、円滑な園運営に反映させる考えが適切である。 | | |
| 4 危機管理対応の実行性 | 1,400 | 880 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故や災害発生時の対応が的確であり、提案に実効性がある。 ・ 虐待防止マニュアルが整備され、虐待への対応及び考え方が適切である。 ・ 個人情報保護マニュアルが適切に運用され、個人情報保護対策に実効性がある。 ・ 食物アレルギー対応マニュアルが整備され、医療機関と連携した対応が考えられている。 | | |

別紙 1 - 1

| 審査項目 | 配点 | 高砂福祉会 |
|--|--------|-------|
| 5 園長予定者ヒアリング＝園長の適性或姿勢 | 2,100 | 1,625 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談や苦情内容の論点整理をし、的確かつ誠実な対応ができる。 ・園運営に対する熱意と意欲があり、倫理観に裏付けられた人間性或専門知識をもって職員指導ができる。 ・災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。 | | |
| 6 既存園の実地調査 | 2,100 | 1,584 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・保育環境・保育内容・衛生管理・安全管理が適切である。 | | |
| 合計点【A】 | 10,500 | 7,369 |
| 7 減点項目【B】（事故等の性質や再発防止策の実施状況） | (減点割合) | -1.8% |
| | | -129 |
| 第二次審査最終得点【A】－【B】 | 10,500 | 7,240 |
| 得点率 | | 69.0% |

第二次審査の結果、総得点の6割を満たした「社会福祉法人高砂福祉会」が指定管理者選定候補者となった。

令和元年6月27日
子ども家庭部子ども施設運営課

「足立区立保育所の指定管理候補者の選定について」

参考資料（社会福祉法人高砂福祉会）

1 施設の概要

(1) 所在地

足立区西竹の塚一丁目10番5-101号

(2) 施設規模等

ア 構造 鉄筋コンクリート造5階建ての1階部分

イ 延床面積 672.41平方メートル

2 指定管理者候補者の概要

| | |
|------------|--|
| 団体名（代表者名） | 社会福祉法人高砂福祉会（理事長 篠塚 雅之） |
| 主たる事務所の所在地 | 千葉県流山市十太夫99番4号 |
| 設立年月日 | 昭和45年7月10日 |
| 資本金 | — |
| 目的 | 第二種社会福祉事業（保育所の経営、幼保連携型認定こども園の経営、小規模保育事業の経営等） |
| 役員 | 理事長 篠塚 雅之 理事 篠塚 弘子、大野 禮子、色川 一紀 畠山 和人、脇 貴志 監事 雨宮 健治、内野 豊 |
| 足立区内での運営実績 | 認可保育園（私立） 1園：神明町保育園 認可保育園（指定管理者） 2園：東保木間保育園 伊興大境保育園 |

3 保育所運営方針及び収支計画の概要

(1) 保育所運営方針の概要

ア 保育方針

(ア) 利用者に安心安全な教育を提供します

(イ) 保育方針が適切でありつづけるように常に保育システムの見直しと改善を行います

イ 保育目標

(ア) 丈夫な身体を持ち、思い切り遊べる子どもになろう

(イ) 友達の中にいることを喜び、友達の事も考え、一緒に行動できる子どもになろう

- (ウ) 自分のことは、自分でできる子どもになろう
- (エ) 自分で物をつくり出し、力いっぱい自分を表現できる子どもになろう
- (オ) よく見て、よく聞いて、よく考える子どもになろう

(2) 収支計画の概要

(単位：円)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 収 入 | 補助金等 | 153,419,000 | 157,258,000 | 158,147,000 | 160,414,000 | 161,842,000 |
| | 計 | 153,419,000 | 157,258,000 | 158,147,000 | 160,414,000 | 161,842,000 |
| 支 出 | 人件費 | 106,839,000 | 110,678,000 | 111,567,000 | 113,834,000 | 115,262,000 |
| | 管理費 | 2,600,000 | 2,400,000 | 2,400,000 | 2,400,000 | 2,400,000 |
| | 事業費 | 43,980,000 | 44,180,000 | 44,180,000 | 44,180,000 | 44,180,000 |
| | 計 | 153,419,000 | 157,258,000 | 158,147,000 | 160,414,000 | 161,842,000 |
| 差引き | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 返済(償還) 予定 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |